

富山市公設地方卸売市場再整備事業
募集要項 新旧対照表

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	目次							目次	第6 応募手続き等 (1) 募集要項(素案)等に関する事業者説明会の開催 (2) 資料の閲覧・現地見学 (3) 募集要項(素案)等に関する質疑の受付 (4) 募集要項(素案)等に関する個別対話 (5) 募集要項等に関する質疑の受付 (6) 募集要項等に関する個別対話 (7) 参加表明書の受付 (8) 応募登録書類及び事業提案書の受付 (9) ヒアリング等の実施	第6 応募手続き等 (1) 募集要項等に関する事業者説明会の開催 (2) 資料の閲覧・現地見学 (3) 募集要項等に関する質疑の受付 (4) 募集要項等に関する個別対話 (削除) (削除) (5) 参加表明書の受付 (6) 応募登録書類及び事業提案書の受付 (7) ヒアリング等の実施
2	目次							添付資料	添付資料1 募集要項(素案)等に関する質疑書 添付資料2 募集要項(素案)等に関する個別対話参加申込書及び 個別対話の議題 添付資料3 募集要項(案)等に関する質疑書 (新設)	添付資料1 参加表明書 添付資料2 募集要項等に関する説明会申込書 添付資料3 募集要項等に関する質疑書 添付資料4 募集要項等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題
3	4	3	(1)					本市場の現況	(1) 本市場の現況 ・地域地区 用途地域:準工業地域(容積率200%、建蔽率60%) (提案によっては商業地域へ用途変更することを検討) 特別用途地区:大規模集客施設制限地区 防火地域:指定なし 高度地区:指定なし 居住誘導区域(一部該当) 中心市街地活性化基本計画区域外 <u>浸水想定区域(南側敷地:深さ0~0.5m 土川)</u>	(1) 本市場の現況 ・地域地区 用途地域:準工業地域(容積率200%、建蔽率60%) (提案によっては商業地域へ用途変更することを検討) 特別用途地区:大規模集客施設制限地区 防火地域:指定なし 高度地区:指定なし 居住誘導区域(一部該当) 中心市街地活性化基本計画区域外 <u>最大浸水想定:浸水深0.5m以上3.0m未満</u> (富山市洪水ハザードマップより引用)
4	4	3	(1)					本市場の現況	その他 ・ <u>土川浸水想定区域 浸水深0.5m未満(南側敷地)</u> ・敷地内北側に鉄塔あり(送電線の電圧66,000v) ・場内清掃や除雪のために使用している井戸(3箇所)あり ・複数の防火水槽あり ・敷地北側及び南側に暗渠(用水路)あり	その他 (削除) ・敷地内北側に鉄塔あり(送電線の電圧66,000v) ・場内清掃や除雪のために使用している井戸(3箇所)あり ・複数の防火水槽あり ・敷地北側及び南側に暗渠(用水路)あり
5	7	4	(1)	①				事業内容	① 公共施設 (略) i)~iv) (略) (新設)	① 公共施設 (略) i)~iv) (略) v) 市道

No	頁	第1	(1)	①	i)	a	(a)	項目等	修正前	修正後																																		
6	9	4	(3)	①				図2 事業形態のイメージ																																				
7	9	4	(3)	③	i)			土地の貸付条件	i) 敷地条件:普通財産(借地権設定の境界線については事業者の提案によるものとし、敷地の分筆のための測量は事業者が実施する。)	i) 敷地条件:普通財産(借地権設定の境界線については事業者の提案によるものとし、市道については借地権設定の範囲外とする。敷地の分筆のための測量は事業者が実施する。)																																		
8	10	4	(3)	④	iii)			施設の賃借条件	iii) 賃料:事業者の提案によるものとし、本市が提示する公共施設賃料以下とすること。また、賃料の改定については、社会経済情勢等を考慮して、原則として3年ごと(固定資産税評価額の評価替えごと)に、協議して決定するものとする。	iii) 賃料:事業者の提案によるものとし、本市が提示する公共施設賃料以下とすること。賃料の改定については、社会経済情勢等を考慮して、原則として3年ごと(固定資産税評価額の評価替えごと)に、協議して決定するものとする。また、事業者の調達金利が大幅に変動した場合についても、賃料の改定について協議するものとする。																																		
9	10	4	(3)	④	vi)			施設の賃借条件	vi) 原状回復は事業者が行うものとし、その費用は賃借料に含めるものとする。	vi) 原状回復は事業者が行うものとし、その費用は賃料に含めるものとする。																																		
10	12	4	(6)					募集等のスケジュール	<p>(6) 募集等のスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年7月2日</td> <td>募集要項(素案)等の公表、事業者説明会の開催</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月2日~12月25日 令和2年7月6日~7月13日</td> <td>資料の閲覧・現地見学 第1回募集要項(素案)等に対する質疑及び個別対話の受付</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日~7月21日 令和2年8月中旬頃</td> <td>個別対話 第1回質疑書及び個別対話に対する回答</td> </tr> <tr> <td>令和2年8月28日~9月4日 令和2年9月下旬頃</td> <td>第2回質疑書の受付 第2回質疑書に対する回答</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日 令和2年10月5日</td> <td>募集要項等の公表 事業者説明会の開催</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日~10月12日</td> <td>第1回募集要項等に対する質疑及び個別対話の受付</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月下旬 (以下略)</td> <td>個別対話</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	令和2年7月2日	募集要項(素案)等の公表、事業者説明会の開催	令和2年7月2日~12月25日 令和2年7月6日~7月13日	資料の閲覧・現地見学 第1回募集要項(素案)等に対する質疑及び個別対話の受付	令和2年7月20日~7月21日 令和2年8月中旬頃	個別対話 第1回質疑書及び個別対話に対する回答	令和2年8月28日~9月4日 令和2年9月下旬頃	第2回質疑書の受付 第2回質疑書に対する回答	令和2年10月1日 令和2年10月5日	募集要項等の公表 事業者説明会の開催	令和2年10月1日~10月12日	第1回募集要項等に対する質疑及び個別対話の受付	令和2年10月下旬 (以下略)	個別対話	<p>(6) 募集等のスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日 令和2年10月5日 令和2年10月1日~12月25日 令和2年10月1日~10月12日</td> <td>募集要項等の公表 事業者説明会の開催 資料の閲覧・現地見学 第1回募集要項等に対する質疑及び個別対話の受付</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月19日、20日 (以下略)</td> <td>個別対話</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)		(削除)		(削除)		令和2年10月1日 令和2年10月5日 令和2年10月1日~12月25日 令和2年10月1日~10月12日	募集要項等の公表 事業者説明会の開催 資料の閲覧・現地見学 第1回募集要項等に対する質疑及び個別対話の受付	令和2年10月19日、20日 (以下略)	個別対話
日程	内容																																											
令和2年7月2日	募集要項(素案)等の公表、事業者説明会の開催																																											
令和2年7月2日~12月25日 令和2年7月6日~7月13日	資料の閲覧・現地見学 第1回募集要項(素案)等に対する質疑及び個別対話の受付																																											
令和2年7月20日~7月21日 令和2年8月中旬頃	個別対話 第1回質疑書及び個別対話に対する回答																																											
令和2年8月28日~9月4日 令和2年9月下旬頃	第2回質疑書の受付 第2回質疑書に対する回答																																											
令和2年10月1日 令和2年10月5日	募集要項等の公表 事業者説明会の開催																																											
令和2年10月1日~10月12日	第1回募集要項等に対する質疑及び個別対話の受付																																											
令和2年10月下旬 (以下略)	個別対話																																											
日程	内容																																											
(削除)																																												
(削除)																																												
(削除)																																												
(削除)																																												
(削除)																																												
(削除)																																												
令和2年10月1日 令和2年10月5日 令和2年10月1日~12月25日 令和2年10月1日~10月12日	募集要項等の公表 事業者説明会の開催 資料の閲覧・現地見学 第1回募集要項等に対する質疑及び個別対話の受付																																											
令和2年10月19日、20日 (以下略)	個別対話																																											
11	12	4	(6)					募集等のスケジュール	※上記スケジュールは、令和2年9月市議会定例会に提出予定の債務負担行為の設定に関する議案が成立した場合のものである。	(削除)																																		

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後
12	17	6	(1)					募集要項(素案)等に関する事業者説明会の開催 募集要項(素案)等に関する事業者説明会を以下のとおり開催する。 i) 日 時: 令和2年7月2日(木)午前11時から ii) 会場: 富山市まちなか総合ケアセンター 1階 地域連携室 ※周辺の有料駐車場をご利用ください。 (新設) (新設)	(1) 募集要項等に関する事業者説明会の開催 募集要項等に関する事業者説明会を以下のとおり開催する。 i) 日 時: 令和2年10月5日(月)午前11時から ii) 会 場: 富山市まちなか総合ケアセンター 1階 地域連携室 ※周辺の有料駐車場をご利用ください。 iii) 受付期限・方法: 添付資料2「募集要項等に関する説明会申込書」に必要事項を記載のうえ、令和2年10月3日(土)午後3時まで以下記メールアドレスに提出すること。 iv) 提 出 先: itibasaiseibi@city.toyama.lg.jp	
13	17	6	(2)					資料の閲覧・現地見学 (略) i) 実施期間: 令和2年7月2日(木)～12月25日(金)(土日祝日を除く) 午前9時～午後5時 ii)～iv) (略)	(2) 資料の閲覧・現地見学 (略) i) 実施期間: 令和2年10月1日(木)～12月25日(金)(土日祝日を除く) 午前9時～午後5時 ii)～iv) (略)	
14	17	6	(3)					募集要項等に関する質疑の受付 募集要項(素案)等の内容に関する質疑書の受付は以下のとおりとする。 i) 第1回受付期間: 令和2年7月6日(月)午前9時～ 令和2年7月13日(月)午後5時 ii) 第1回回答: 令和2年8月中旬頃までに本市ホームページにおいて公表 iii) 第2回受付期間: 令和2年8月28日(金)～令和2年9月4日(金) iv) 第2回回答: 令和2年9月下旬頃までに本市ホームページにおいて公表 v) 提出方法: 第1回質疑書については添付資料1「募集要項(素案)等に関する質疑書」に、第2回質疑書については添付資料3「募集要項(案)等に関する質疑書」に記入のうえ、下記メールアドレスに提出すること。原則として、電話や口頭による質問は受け付けられないものとする。 vi) (略)	(3) 募集要項等に関する質疑の受付 募集要項等の内容に関する質疑の受付は以下のとおりとする。 i) 第1回受付期間: 令和2年10月1日(木)～令和2年10月12日(月) ii) 第1回回答: 令和2年11月上旬頃までに本市ホームページにおいて公表 iii) 第2回受付期間: 令和2年11月上旬頃～令和2年11月16日(月)を予定 iv) 第2回回答: 令和2年12月上旬頃までに本市ホームページにおいて公表 v) 提出方法(2回とも共通): 添付資料3「募集要項等に関する質疑書」に記入の上、下記メールアドレスに提出すること。原則として、電話や口頭による質問は受け付けられないものとする。 vi) (略)	
15	17	6	(4)					募集要項等に関する個別対話 事業者の意見を聴取し、必要に応じて募集要項(素案)等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。 i) 開催日時: 令和2年7月20日(月)～21日(火)(予定) ii)・iii) (略) iv) 受付期限・方法: 添付資料2「募集要項(素案)等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和2年7月13日(月)午後5時までに下記メールアドレスに提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。 v)・vi) (略)	(4) 募集要項等に関する個別対話 事業内容の理解を深めるため、希望に応じ事業者との個別対話を実施する。 i) 開催日時: 令和2年10月19日(月)～20日(火)(予定) ii)・iii) (略) iv) 受付期限・方法: 添付資料4「募集要項等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和2年10月12日(月)午後5時までに下記メールアドレスに提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。 v)・vi) (略)	

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後
16	18	6						応募手続き等	<p>(5) 募集要項等に関する質疑の受付 募集要項等の内容に関する質疑の受付は以下のとおりとする。</p> <p>i) 第1回受付期間:令和2年10月1日(木)～令和2年10月12日(月) ii) 第1回回答:令和2年11月上旬頃までに本市ホームページにおいて公表 iii) 第2回受付期間:令和2年11月上旬頃～令和2年11月16日(月)を予定 iv) 第2回回答:令和2年12月上旬頃までに本市ホームページにおいて公表 v) 提出方法(2回とも共通):添付資料1「募集要項等に関する質疑書」に記入の うえ、下記メールアドレスに提出すること。原則として、 電話や口頭による質問は受け付けないものとする。 vi) 提出先:itibasaiseibi@city.toyama.lg.jp</p> <p>(6) 募集要項等に関する個別対話 事業内容の理解を深めるため、希望に応じ事業者との個別対話を実施する。</p> <p>i) 開催日時:令和2年10月下旬(予定) ii) 開催場所:富山市公設地方卸売市場管理事務所 iii) 参加資格:本事業の応募グループとなることを予定している事業者とし、参加人数は3名以内とする。なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で5名以内とする。 iv) 受付期限・方法:添付資料2「募集要項等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和2年10月12日(月)午後5時までに下記メールアドレスに提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。</p> <p>v) 提出先:itibasaiseibi@city.toyama.lg.jp vi) 内容の公表:個別対話の内容は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和2年11月上旬頃までに本市ホームページにおいて公表する。</p> <p>(7) 参加表明書の受付 応募者からの参加表明書の受付は、以下のとおりとする。</p> <p>i) (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 参加表明書の受付 応募者からの参加表明書の受付は、以下のとおりとする。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 提出方法:添付資料1「参加表明書」に必要事項を記載の上、下記メールアドレスに提出すること。</p> <p>iii) (略)</p>

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後																																																																																																																																			
17	20	7	(3)					<p>応募に関する留意事項</p> <p>(3) 価格提案書の取扱い及び留意事項 価格提案は、公共施設賃料(本市が事業者に対して毎月支払う賃料及び共益費の総額)と地代(事業者が本市に支払う地代の平米単価年額)で構成される。なお、価格提案書へ記載する価格は、事業提案書提出時点の単価で算定したものとし、以下の金額を基準とする。 本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができるものとする。また、提案時点から建設工事着工時点までの急激な物価変動については、契約時に別途考慮するものとする。</p> <p>公共施設賃料:今後提示予定 地代(基準地代単価年額):1,530円/㎡以上</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 価格提案書の取扱い及び留意事項 価格提案は、公共施設賃料(本市が事業者に対して毎月支払う賃料及び共益費の総額)と地代(事業者が本市に支払う地代の平米単価年額)で構成される。なお、価格提案書へ記載する価格は、事業提案書提出時点の単価で算定したものとし、以下の金額を基準とする。 本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができるものとする。また、提案時点から建設工事着工時点までの急激な物価変動については、契約時に別途考慮するものとする。</p> <p>公共施設賃料:12,416,790,000円以下(消費税及び地方消費税相当額を除く) 地代(基準地代単価年額):1,530円/㎡以上</p> <p>※市道整備に係る設計費及び工事費(以下、「市道整備費」という。)は、公共施設賃料とは別に事業者を支払うものとする。</p>																																																																																																																																				
18	21	7	(4)	①				<p>本市、事業者及び市場内業者の役割分担</p> <p>① 業務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">主な業務項目</th> <th colspan="3">役割分担</th> </tr> <tr> <th>本市</th> <th>事業者</th> <th>市場内事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">施設の設計・建設に関する業務</td> <td>公共施設部分の性能規定</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設(解体・撤去工事を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設(要求水準書規定外の空調設備)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工事監理</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>什器・備品等の調達(本市専有部分)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>什器・備品等の調達(市場内事業者専有部分)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">維持管理業務(保守・修繕・更新等)</td> <td>公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分除く)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>公共施設(什器・備品)の維持管理</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設(市場内事業者専有部分の什器・備品)の維持管理</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間施設の維持管理(駐車場・駐輪場等の外構を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	主な業務項目	役割分担			本市	事業者	市場内事業者	施設の設計・建設に関する業務	公共施設部分の性能規定	○			設計		○		建設(解体・撤去工事を含む)		○		建設(要求水準書規定外の空調設備)			○	工事監理		○		什器・備品等の調達(本市専有部分)	○			什器・備品等の調達(市場内事業者専有部分)			○	(新設)				維持管理業務(保守・修繕・更新等)	公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分除く)		○		公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分)			○	公共施設(什器・備品)の維持管理	○			公共施設(市場内事業者専有部分の什器・備品)の維持管理			○	(新設)				民間施設の維持管理(駐車場・駐輪場等の外構を含む)		○		<p>① 業務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">主な業務項目</th> <th colspan="3">役割分担</th> </tr> <tr> <th>本市</th> <th>事業者</th> <th>市場内事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">施設の設計・建設に関する業務</td> <td>公共施設部分の性能規定</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計(市道を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設(市道工事、解体・撤去工事を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設(要求水準書規定外の空調設備)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工事監理</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>什器・備品等の調達(本市専有部分)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>什器・備品等の調達(市場内事業者専有部分)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>什器・備品等の調達(民間施設部分)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">維持管理業務(保守・修繕・更新等)</td> <td>公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分除く)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分)</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>公共施設(什器・備品)の維持管理</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共施設(市場内事業者専有部分の什器・備品)の維持管理</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市道の維持管理</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間施設の維持管理(駐車場・駐輪場等の外構を含む)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	主な業務項目	役割分担			本市	事業者	市場内事業者	施設の設計・建設に関する業務	公共施設部分の性能規定	○			設計(市道を含む)		○		建設(市道工事、解体・撤去工事を含む)		○		建設(要求水準書規定外の空調設備)			○	工事監理		○		什器・備品等の調達(本市専有部分)	○			什器・備品等の調達(市場内事業者専有部分)			○	什器・備品等の調達(民間施設部分)		○		維持管理業務(保守・修繕・更新等)	公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分除く)		○		公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分)			○	公共施設(什器・備品)の維持管理	○			公共施設(市場内事業者専有部分の什器・備品)の維持管理			○	市道の維持管理	○			民間施設の維持管理(駐車場・駐輪場等の外構を含む)		○	
分類	主な業務項目	役割分担																																																																																																																																											
		本市	事業者	市場内事業者																																																																																																																																									
施設の設計・建設に関する業務	公共施設部分の性能規定	○																																																																																																																																											
	設計		○																																																																																																																																										
	建設(解体・撤去工事を含む)		○																																																																																																																																										
	建設(要求水準書規定外の空調設備)			○																																																																																																																																									
	工事監理		○																																																																																																																																										
	什器・備品等の調達(本市専有部分)	○																																																																																																																																											
	什器・備品等の調達(市場内事業者専有部分)			○																																																																																																																																									
(新設)																																																																																																																																													
維持管理業務(保守・修繕・更新等)	公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分除く)		○																																																																																																																																										
	公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分)			○																																																																																																																																									
	公共施設(什器・備品)の維持管理	○																																																																																																																																											
	公共施設(市場内事業者専有部分の什器・備品)の維持管理			○																																																																																																																																									
	(新設)																																																																																																																																												
	民間施設の維持管理(駐車場・駐輪場等の外構を含む)		○																																																																																																																																										
分類	主な業務項目	役割分担																																																																																																																																											
		本市	事業者	市場内事業者																																																																																																																																									
施設の設計・建設に関する業務	公共施設部分の性能規定	○																																																																																																																																											
	設計(市道を含む)		○																																																																																																																																										
	建設(市道工事、解体・撤去工事を含む)		○																																																																																																																																										
	建設(要求水準書規定外の空調設備)			○																																																																																																																																									
	工事監理		○																																																																																																																																										
	什器・備品等の調達(本市専有部分)	○																																																																																																																																											
	什器・備品等の調達(市場内事業者専有部分)			○																																																																																																																																									
什器・備品等の調達(民間施設部分)		○																																																																																																																																											
維持管理業務(保守・修繕・更新等)	公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分除く)		○																																																																																																																																										
	公共施設の維持管理(市場内事業者専有部分)			○																																																																																																																																									
	公共施設(什器・備品)の維持管理	○																																																																																																																																											
	公共施設(市場内事業者専有部分の什器・備品)の維持管理			○																																																																																																																																									
	市道の維持管理	○																																																																																																																																											
	民間施設の維持管理(駐車場・駐輪場等の外構を含む)		○																																																																																																																																										

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後
19	22	7	(5)	①				本事業における費用負担	① 本市の費用負担 i) ~ iii) (略) (新設) (新設)	① 本市の費用負担 i) ~ iii) (略) iv) 市道の整備費 v) 市道の維持管理費
20	25	9	(2)					基本協定	(2) 基本協定 本市は、本事業実施に向けた協議・調整を経て、事業の実施に関する基本的な事項等を定めた基本協定を事業者もしくは事業代表企業と締結する。	(2) 基本協定 本市は、本事業実施に向けた協議・調整を経て、事業の実施に関する基本的な事項等を定めた基本協定を事業代表企業と締結する。
21	25	9	(4)					事業用定期借地権設定契約	(4) 事業用定期借地権設定契約 本市は、基本協定に基づき建設工事着工までに事業代表企業と公共施設の建設及び所有を目的とする事業用定期借地権(借地借家第23条)設定契約を締結する。 また、本市は基本協定に基づき建設工事着工までに事業代表企業または民間施設実施企業と民間施設の建設及び所有を目的とする事業用定期借地権(借地借家第23条)設定契約を締結する。	(4) 事業用定期借地権設定契約 本市は、基本協定に基づき建設工事着工までに事業代表企業と公共施設の建設及び所有を目的とする事業用定期借地権(借地借家第23条)設定契約を締結する。 また、本市は基本協定に基づき建設工事着工までに事業代表企業または民間施設実施企業と民間施設の建設及び所有を目的とする事業用定期借地権(借地借家第23条)設定契約を締結する。
22	29	10	(5)					地中障害物等	(5) 地中障害物等 通常想定される規模の埋設物等については、 <u>契約上の瑕疵担保除外事項</u> とし、事業者が撤去等の対策を講じること。 また、地中障害物の有無等を確認するために事業者が調査を実施する場合、その調査に要する費用は、原則として全て事業者が負担すること。 埋蔵文化財の発見に伴う調査等により、工事着工の遅延による費用増大や文化財保護のための計画変更、事業の中止等が発生した場合は別途協議するものとする。	(5) 地中障害物等 通常想定される規模の埋設物等については、 <u>契約不適合(瑕疵担保)除外事項</u> とし、事業者が撤去等の対策を講じること。 また、地中障害物の有無等を確認するために事業者が調査を実施する場合、その調査に要する費用は、原則として全て事業者が負担すること。 埋蔵文化財の発見に伴う調査等により、工事着工の遅延による費用増大や文化財保護のための計画変更、事業の中止等が発生した場合は別途協議するものとする。
23	31	11	(2)	②				提案価格等提案書類	② 提案価格等提案書類 i) 公共施設の賃料又は整備等に係る価格提案書(様式B-1) ii) 公共施設の賃料又は整備等に係る価格提案内訳書(様式B-2) iii) <u>地代に係る価格提案書(様式B-3)</u> (新設)	② 提案価格等提案書類 i) 公共施設の賃料に係る価格提案書(様式B-1) ii) 公共施設の賃料(整備等)に係る価格提案内訳書(様式B-2) iii) <u>公共施設の賃料(維持管理)に係る価格提案内訳書(様式B-3)</u> iv) 地代に係る価格提案書(様式B-4)
24	31	11	(2)	④				事業計画に関する事項	④ 事業計画に関する事項 i) 事業計画(事業方針、事業内容、事業実施体制、事業スケジュール) (様式D-1) ii) 事業遂行能力(事業遂行能力、リスク対応)(様式D-2) iii) 低炭素・エネルギーの有効利用及びSDGs(更新性・メンテナンス性の配慮、省エネ・省資源、ランニングコスト低減に向けた工夫、SDGsの視点)(様式D-3)	④ 事業計画に関する事項 i) 事業計画(事業方針・事業内容、事業実施体制、事業スケジュール) (様式D-1) ii) 事業遂行能力(事業遂行能力、リスク対応)(様式D-2) iii) 低炭素・再生可能エネルギー等の有効利用及びSDGs(更新性・メンテナンス性の配慮、省エネ・省CO2・省資源・ランニングコスト低減に向けた工夫、SDGsの視点)(様式D-3)
25	31	11	(2)	⑥				民間施設の施設計画に関する事項	⑥ 民間施設の施設計画に関する事項 i) <u>意匠計画の考え方</u> (様式F-1) ii) ~iv) (略)	⑥ 民間施設の施設計画に関する事項 i) <u>意匠計画及び機能性の向上</u> (様式F-1) ii) ~iv) (略)

No	頁	第1	(1)	①	i	a	(a)	項目等	修正前	修正後
26	31	11	(2)	①				計画図面等	① 計画図面等 i) 計画概要 a 公共施設(様式K-1-1)⌋ b 民間施設(様式K-1-2)⌋ ii) 仕上表(外部及び内部) a 公共施設(様式K-2-1)⌋ b 民間施設(様式K-2-2)⌋ iii) 全体配置図 (S=1/600)(様式K-3) iv) (略) v) 各階平面図 ※主要な家具等の配置及び店舗内レイアウト等を適宜表現。 a 公共施設 (S=1/300程度)(様式K-5-1)⌋ b 民間施設 (S=1/300程度)(様式K-5-2)⌋ vi) 立面図 (S=1/300程度)(様式K-6) vii) 断面図 (S=1/300程度)(様式K-7) viii) (略) ix) 外観透視図 a 公共施設(様式K-9-1)⌋ b 民間施設(様式K-9-2)⌋ x) 内観透視図 a 公共施設(様式K-10-1)⌋ b 民間施設(様式K-10-2)⌋ xi) (略) xii) 法規制チェック図(様式K-12) xiii)~xiv) (略) xv) 仮設計画概要図(様式K-176)	① 計画図面等 i) 計画概要 a 公共施設(様式K-1-1) b 民間施設(様式K-1-2) ii) 仕上表(外部及び内部) a 公共施設(様式K-2-1) b 民間施設(様式K-2-2) iii) 全体配置図 (S=1/1500)(様式K-3) iv) (略) v) 各階平面図 ※主要な家具等の配置及び店舗内レイアウト等を適宜表現。 a 公共施設 (S=1/500程度)(様式K-5-1) b 民間施設 (S=1/500程度)(様式K-5-2) vi) 立面図 (S=1/500程度)(様式K-6) vii) 断面図 (S=1/500程度)(様式K-7) viii) (略) ix) 外観透視図 a 公共施設(様式K-9-1) b 民間施設(様式K-9-2) x) 内観透視図 a 公共施設(様式K-10-1) b 民間施設(様式K-10-2) xi) (略) xii) 法規制チェック表(様式K-12) xiii)~xiv) (略) xv) 仮設計画概要図(様式K-15)

※令和2年8月募集要項(案)における修正項目等の記載ページを表示

富山市公設地方卸売市場再整備事業
要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1	目次									添付資料 資料1～資料3 (略) 資料4 事業予定地各種調査資料(後日公表予定) (以下略)	添付資料 資料1～資料3 (略) 資料4 事業予定地各種調査資料 (以下略)	
2	目次									閲覧資料 閲覧資料1 事業予定地インフラ現況図(後日公表予定) 閲覧資料2～閲覧資料4 (略) 閲覧資料5 事業予定地現況測量図(後日公表予定) (以下略)	閲覧資料 閲覧資料1 事業予定地インフラ現況図 閲覧資料2～閲覧資料4 (略) 閲覧資料5 事業予定地現況測量図(希望者にCADデータを電子媒体で提供) (以下略)	
3	4	1	3	1	(1)					事業の対象となる施設 (新設)	v) 市道	
4	10	1	9		(1)					立地条件 ・地域地区 用途地域:準工業地域(容積率200%、建蔽率60%) (提案によっては商業地域へ用途変更することを検討) 特別用途地区:大規模集客施設制限地区 防火地域:指定なし 高度地区:指定なし 居住誘導区域(一部該当) 中心市街地活性化基本計画区域外 浸水想定区域(南側敷地:深さ0～0.5m 土川)	・地域地区 用途地域:準工業地域(容積率200%、建蔽率60%) (提案によっては商業地域へ用途変更することを検討) 特別用途地区:大規模集客施設制限地区 防火地域:指定なし 高度地区:指定なし 居住誘導区域(一部該当) 中心市街地活性化基本計画区域外 最大浸水想定:浸水深0.5m以上3.0m未満 (富山市洪水ハザードマップより引用)	
5	10	1	9		(1)					立地条件 その他 土川浸水想定区域 浸水深0.5m未満(南側敷地) ・敷地内北側に鉄塔あり(送電線の電圧66,000v) ・場内清掃や除雪のために使用している井戸(3箇所)あり ・複数の防火水槽あり ・敷地北側及び南側に暗渠(用水路)あり	その他 (削除) ・敷地内北側に鉄塔あり(送電線の電圧66,000v) ・場内清掃や除雪のために使用している井戸(3箇所)あり ・複数の防火水槽あり ・敷地北側及び南側に暗渠(用水路)あり	
6	10	1	9		(2)					敷地条件 (略) ① 敷地の現況 :「資料2 事業予定地位置図」、「資料3 事業予定地周辺市道網図」、「閲覧資料5 事業予定地現況測量図」(後日公表予定) ② 設備インフラ :「閲覧資料1 事業予定地インフラ現況図」(後日公表予定) ③ 敷地の地質及び地盤 :「資料4 事業予定地各種調査資料」	(略) ① 敷地の現況 :「資料2 事業予定地位置図」、「資料3 事業予定地周辺市道網図」、「閲覧資料5 事業予定地現況測量図」 ② 設備インフラ :「閲覧資料1 事業予定地インフラ現況図」 ③ 敷地の地質及び地盤 :「資料4 事業予定地各種調査資料」	
7	14	2	1	1	(1)				v)	基本的な条件 v) <u>本事業で整備する場内通路は、市道を想定していない。</u>	v) <u>市場及び民間施設への接続道路として、事業予定地内に市道を整備するものとする。</u> <u>ただし、この市道については、市が敷地全体の有効活用、効率的な管理運営及び安全確保等を総合的に判断し、市道とすることが適当と認められた最小限の範囲とする。</u> <u>なお、市道の管理は本市が行う。</u>	

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
8	20	2	2	1	(3)					仕上げ計画	<p>v) 水産卸売場においては、清掃のための散水が頻繁に行われるため、排水機能に配慮し、また湿気による劣化が生じにくい材料とすること。 <u>なお、閉鎖型施設とするため、断熱性能に配慮した外装仕上げを計画すること。</u> <u>(新設)</u></p> <p>vi) 建物外部の仕上げについては、漏水を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水対策を講じること。特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等のジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び隙間のシール部分等は、漏水が防止できる措置が講じられていること。</p> <p>vii) 積雪や凍結等による雪害に耐えられる構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分に注意すること。屋根の雪止め、つらら対策、堆積スペースの確保等、必要に応じて積雪対策を講じること。</p> <p>viii) 歩行者用通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいものとする。</p>	<p>v) 水産卸売場においては、清掃のための散水が頻繁に行われるため、排水機能に配慮し、また湿気による劣化が生じにくい材料とすること。</p> <p>vi) <u>閉鎖型施設とするため、断熱性能に配慮した外装仕上げを計画すること。</u></p> <p>vii) (同左)</p> <p>viii) (同左)</p> <p>ix) (同左)</p>
9	33	2	2	3	(1)				i)	駐車場	<p>i) 車両台数は普通車両(5m×2.5m)700台、配送用トラック(8m×3.5m)100台、大型トラック(13m×4.0m)10台を想定している。</p>	<p>i) 車両台数は普通車両(5m×2.5m)650台、配送用トラック(8m×3.5m)100台、大型トラック(13m×4.0m)10台を想定している。</p>
10	34	2	2							設計業務対象施設に係る要件	<p>(新設)</p>	<p>5. 市道</p> <p>i) <u>市道は、公共施設及び民間施設への動線に配慮し、適切に車線及び幅員を設定するとともに、可能な限り車両動線の交錯がない計画とすること。</u></p> <p>ii) <u>設計及び工事にあたっては、市関係課及び警察等関係機関と十分に協議するとともに、「道路構造令」及び「富山市道路の構造の技術的基準等を定める条例」並びに「同施行規則」、その他関係法令等に基づき、整備すること。</u></p>

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後																																																																		
11	37	2	3	5	(1)					基本設計	<p>(1) 基本設計 【提出書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>体裁等</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図面</td> <td>共通図</td> <td>表紙、案内図、基本計画説明図、配置図、面積表</td> <td>A1 A3</td> <td>A1:1 部</td> </tr> <tr> <td>建築図等</td> <td>計画概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、各室面積表</td> <td></td> <td>A3:5 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備図等</td> <td>計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備図等</td> <td>計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構図等</td> <td>配置図、各設備系統図、必要設備諸元表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	名称	体裁等	部数	図面	共通図	表紙、案内図、基本計画説明図、配置図、面積表	A1 A3	A1:1 部	建築図等	計画概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、各室面積表		A3:5 部		電気設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表				機械設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表				外構図等	配置図、各設備系統図、必要設備諸元表				(新設)	(新設)			<p>(1) 基本設計 【提出書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>体裁等</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図面</td> <td>共通図</td> <td>表紙、案内図、基本計画説明図、配置図、面積表</td> <td>A1 A3</td> <td>A1:1 部</td> </tr> <tr> <td>建築図等</td> <td>計画概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、各室面積表</td> <td></td> <td>A3:5 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備図等</td> <td>計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備図等</td> <td>計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構図等</td> <td>配置図、各設備系統図、必要設備諸元表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路設計図</td> <td>平面図、断面図、横断面図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	名称	体裁等	部数	図面	共通図	表紙、案内図、基本計画説明図、配置図、面積表	A1 A3	A1:1 部	建築図等	計画概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、各室面積表		A3:5 部		電気設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表				機械設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表				外構図等	配置図、各設備系統図、必要設備諸元表				道路設計図	平面図、断面図、横断面図		
種類	名称	体裁等	部数																																																																											
図面	共通図	表紙、案内図、基本計画説明図、配置図、面積表	A1 A3	A1:1 部																																																																										
	建築図等	計画概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、各室面積表		A3:5 部																																																																										
	電気設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表																																																																												
	機械設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表																																																																												
	外構図等	配置図、各設備系統図、必要設備諸元表																																																																												
	(新設)	(新設)																																																																												
種類	名称	体裁等	部数																																																																											
図面	共通図	表紙、案内図、基本計画説明図、配置図、面積表	A1 A3	A1:1 部																																																																										
	建築図等	計画概要書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表、各室面積表		A3:5 部																																																																										
	電気設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表																																																																												
	機械設備図等	計画概要書、配置図、各設備系統図、各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図）、必要設備諸元表																																																																												
	外構図等	配置図、各設備系統図、必要設備諸元表																																																																												
	道路設計図	平面図、断面図、横断面図																																																																												
12	38	2	3	5	(2)					実施設計	<p>(2) 実施設計 【提出書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>体裁等</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図面</td> <td>共通図</td> <td>表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、工事区分表、仮設計画面図、各測量図</td> <td>A1 A3</td> <td>A1:1 部</td> </tr> <tr> <td>建築図等</td> <td>仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表</td> <td></td> <td>A3:5 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構設計図</td> <td>外構平面図、縦横断面図、各部詳細図、雨水排水計画図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備図等</td> <td>変電設備図、電灯設備図、動力配線設備図、情報通信設備図、防災防犯設備図、テレビ視聴設備図、弱電設備図（平面図、配置図、系統図、各種盤図、器具図等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備図等</td> <td>給排水衛生設備図、排水処理設備図、空調和設備図、エレベーター設備図（平面図、詳細図、系統図、機器リスト等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	名称	体裁等	部数	図面	共通図	表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、工事区分表、仮設計画面図、各測量図	A1 A3	A1:1 部	建築図等	仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表		A3:5 部		外構設計図	外構平面図、縦横断面図、各部詳細図、雨水排水計画図				電気設備図等	変電設備図、電灯設備図、動力配線設備図、情報通信設備図、防災防犯設備図、テレビ視聴設備図、弱電設備図（平面図、配置図、系統図、各種盤図、器具図等）				機械設備図等	給排水衛生設備図、排水処理設備図、空調和設備図、エレベーター設備図（平面図、詳細図、系統図、機器リスト等）				(新設)	(新設)			<p>(2) 実施設計 【提出書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>体裁等</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図面</td> <td>共通図</td> <td>表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、工事区分表、仮設計画面図、各測量図</td> <td>A1 A3</td> <td>A1:1 部</td> </tr> <tr> <td>建築図等</td> <td>仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表</td> <td></td> <td>A3:5 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外構設計図</td> <td>外構平面図、縦横断面図、各部詳細図、雨水排水計画図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気設備図等</td> <td>変電設備図、電灯設備図、動力配線設備図、情報通信設備図、防災防犯設備図、テレビ視聴設備図、弱電設備図（平面図、配置図、系統図、各種盤図、器具図等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>機械設備図等</td> <td>給排水衛生設備図、排水処理設備図、空調和設備図、エレベーター設備図（平面図、詳細図、系統図、機器リスト等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路設計図</td> <td>平面図、断面図、横断面図、詳細図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	名称	体裁等	部数	図面	共通図	表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、工事区分表、仮設計画面図、各測量図	A1 A3	A1:1 部	建築図等	仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表		A3:5 部		外構設計図	外構平面図、縦横断面図、各部詳細図、雨水排水計画図				電気設備図等	変電設備図、電灯設備図、動力配線設備図、情報通信設備図、防災防犯設備図、テレビ視聴設備図、弱電設備図（平面図、配置図、系統図、各種盤図、器具図等）				機械設備図等	給排水衛生設備図、排水処理設備図、空調和設備図、エレベーター設備図（平面図、詳細図、系統図、機器リスト等）				道路設計図	平面図、断面図、横断面図、詳細図		
種類	名称	体裁等	部数																																																																											
図面	共通図	表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、工事区分表、仮設計画面図、各測量図	A1 A3	A1:1 部																																																																										
	建築図等	仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表		A3:5 部																																																																										
	外構設計図	外構平面図、縦横断面図、各部詳細図、雨水排水計画図																																																																												
	電気設備図等	変電設備図、電灯設備図、動力配線設備図、情報通信設備図、防災防犯設備図、テレビ視聴設備図、弱電設備図（平面図、配置図、系統図、各種盤図、器具図等）																																																																												
	機械設備図等	給排水衛生設備図、排水処理設備図、空調和設備図、エレベーター設備図（平面図、詳細図、系統図、機器リスト等）																																																																												
	(新設)	(新設)																																																																												
種類	名称	体裁等	部数																																																																											
図面	共通図	表紙、図面目録、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、工事区分表、仮設計画面図、各測量図	A1 A3	A1:1 部																																																																										
	建築図等	仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表		A3:5 部																																																																										
	外構設計図	外構平面図、縦横断面図、各部詳細図、雨水排水計画図																																																																												
	電気設備図等	変電設備図、電灯設備図、動力配線設備図、情報通信設備図、防災防犯設備図、テレビ視聴設備図、弱電設備図（平面図、配置図、系統図、各種盤図、器具図等）																																																																												
	機械設備図等	給排水衛生設備図、排水処理設備図、空調和設備図、エレベーター設備図（平面図、詳細図、系統図、機器リスト等）																																																																												
	道路設計図	平面図、断面図、横断面図、詳細図																																																																												

※令和2年8月要求水準書(案)における修正項目等の記載ページを表示